

事 務 連 絡

令和 8 年 4 月 28 日

各都道府県建設業協会 事務局 御中

一般社団法人 全国建設業協会
事 業 部

出来高部分払方式の実施について（周知依頼）

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、中東情勢の変化等に伴う原材料費やエネルギーコストの高騰により、建設企業の収益環境の悪化が懸念されているところです。

今般、国土交通省において、直轄工事における工事代金の支払に関する出来高部分払方式の実施について、各地方整備局等に対し改めて再周知が行われました。本通知は、出来高部分払（工事の出来高に応じた部分払）に加え、中間前金払及び既済部分払の手續の簡素化・迅速化を通じて、工事代金の円滑な支払を図ることを目的とするものです。

これを踏まえ、同省より各都道府県、指定都市及び各省各庁等に対しても、当該運用を参考としつつ、建設資材等の価格高騰への適切な対応に努めるよう要請がなされております。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮でございますが、本件について、貴会会員企業の皆様に対して周知賜わりますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上

別紙 国土交通省通知文

別添 1 「国土交通省による各都道府県及び各指定都市宛て通知一式」

別添 2 「国土交通省による各省各庁宛て通知一式」

(担当) 事業部 児玉

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp

事務連絡
令和8年4月23日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局
建設業課入札制度企画指導室 課長補佐

出来高部分払方式の実施について

中東情勢の変化等による原材料費、エネルギーコスト等の上昇によって、事業者の収益が圧迫されることが懸念されているところです。

国土交通省直轄工事における工事費等の支払については「出来高部分払方式の実施について」（平成22年9月28日付け国地契第30号、国官技第207号他）が定められ、中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化については「公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化の促進について」（令和2年3月11日付け国地契第57号、国技第386号他）において下記の運用を定めているところ、今般4月22日に、各地方整備局等あてに再度周知したことを踏まえ、各省各庁、各特殊法人等及び各地方公共団体に対し、別添1及び別添2のとおり周知しておりますので、お知らせします。

貴職におかれましては、当該取組についてご理解と適切な対応をお願いするとともに、貴団体傘下の建設企業に対し、周知方お願いします。

事務連絡
令和8年4月23日

各都道府県入札契約担当課長 殿
各指定都市入札契約担当課長 殿

国土交通省不動産・建設経済局
建設業課入札制度企画指導室 課長補佐

出来高部分払方式の実施について

中東情勢の変化等による原材料費、エネルギーコスト等の上昇によって、事業者の収益が圧迫されることが懸念されているところです。

国土交通省直轄工事における工事費等の支払については「出来高部分払方式の実施について」（平成22年9月28日付け国地契第30号、国官技第207号他）が定められ、中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化については「公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化の促進について」（令和2年3月11日付け国地契第57号、国技第386号他）において下記の運用を定めているところ、今般4月22日に、各地方整備局等あてに再度周知しましたのでお知らせします。

各発注者におかれては、国土交通省の運用も参考にしつつ、適切な対応に努めていただくようお願いします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）に対しても、本事務連絡の周知をお願いします。

《国土交通省の運用》

1. 中間前金払に係る認定の簡素化・迅速化

(1) 中間前金払に係る認定資料は、工事請負契約書第11条に基づく履行報告書をもって足りることとする。

2. 既済部分検査等の簡素化

(1) 中間技術検査を実施済みの工事については、当該中間技術検査結果をもって、既済部分検査結果とみなすことができるものとする。

事務連絡
令和 8 年 4 月 22 日

各地方整備局
総務部 契約課長 殿
企画部 技術管理課長 殿
北海道開発局
事業振興部 工事管理課長補佐 殿
技術管理課長補佐 殿
国土技術政策総合研究所
社会資本マネジメント研究センター
社会資本システム研究室長 殿
内閣府 沖縄総合事務局
開発建設部 技術管理課長 殿

大臣官房
会計課公共工事契約指導室 課長補佐
技術調査課 工事監視官
北海道局予算課 課長補佐

出来高部分払方式の実施について（再周知）

中東情勢の変化等による原材料費、エネルギーコスト等の上昇によって、事業者の収益が圧迫されることが懸念されているところである。

工事費等の支払については「出来高部分払方式の実施について」（平成 22 年 9 月 28 日付け国地契第 30 号、国官技第 207 号他）が定められ、中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化については「公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化の促進について」（令和 2 年 3 月 11 日付け国地契第 57 号、国技第 386 号他）において下記の運用を定めているので、引き続き適切な対応を図ること。

記

《運用》

1. 中間前金払に係る認定の簡素化・迅速化

(1) 中間前金払に係る認定資料は、工事請負契約書第 11 条に基づく履行報告書をもって足りることとする。

2. 既済部分検査等の簡素化

(1) 中間技術検査を実施済みの工事については、当該中間技術検査結果をもって、既済部分検査結果とみなすことができるものとする。

以上

事務連絡
令和8年4月23日

各省各庁公共工事発注担当課長補佐 殿
各省各庁特殊法人等所管担当課長補佐 殿

国土交通省不動産・建設経済局
建設業課入札制度企画指導室 課長補佐

出来高部分払方式の実施について

中東情勢の変化等による原材料費、エネルギーコスト等の上昇によって、事業者の収益が圧迫されることが懸念されているところです。

国土交通省直轄工事における工事費等の支払については「出来高部分払方式の実施について」（平成22年9月28日付け国地契第30号、国官技第207号他）が定められ、中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化については「公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化の促進について」（令和2年3月11日付け国地契第57号、国技第386号他）において下記の運用を定めているところ、今般4月22日に、各地方整備局等あてに再度周知しましたのでお知らせします。

各発注者におかれては、国土交通省の運用も参考にしつつ、適切な対応に努めていただくようお願いします。

独立行政法人、特殊法人等を所管する各府省庁におかれては、所管法人に対しても、本事務連絡の周知をお願いいたします。

《国土交通省の運用》

1. 中間前金払に係る認定の簡素化・迅速化

(1) 中間前金払に係る認定資料は、工事請負契約書第11条に基づく履行報告書をもって足りることとする。

2. 既済部分検査等の簡素化

(1) 中間技術検査を実施済みの工事については、当該中間技術検査結果をもって、既済部分検査結果とみなすことができるものとする。

事務連絡
令和 8 年 4 月 22 日

各地方整備局
総務部 契約課長 殿
企画部 技術管理課長 殿
北海道開発局
事業振興部 工事管理課長補佐 殿
技術管理課長補佐 殿
国土技術政策総合研究所
社会資本マネジメント研究センター
社会資本システム研究室長 殿
内閣府 沖縄総合事務局
開発建設部 技術管理課長 殿

大臣官房
会計課公共工事契約指導室 課長補佐
技術調査課 工事監視官
北海道局予算課 課長補佐

出来高部分払方式の実施について（再周知）

中東情勢の変化等による原材料費、エネルギーコスト等の上昇によって、事業者の収益が圧迫されることが懸念されているところである。

工事費等の支払については「出来高部分払方式の実施について」（平成 22 年 9 月 28 日付け国地契第 30 号、国官技第 207 号他）が定められ、中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化については「公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化の促進について」（令和 2 年 3 月 11 日付け国地契第 57 号、国技第 386 号他）において下記の運用を定めているので、引き続き適切な対応を図ること。

記

《運用》

1. 中間前金払に係る認定の簡素化・迅速化

(1) 中間前金払に係る認定資料は、工事請負契約書第 11 条に基づく履行報告書をもって足りることとする。

2. 既済部分検査等の簡素化

(1) 中間技術検査を実施済みの工事については、当該中間技術検査結果をもって、既済部分検査結果とみなすことができるものとする。

以上